○国土交通省告示第二百八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十三年五月十六日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　山形県山形市大字松原字大明神山の全部並びに大字松原字雨ヶ沢、字石原坂、字坂ノ上、字長者屋敷、字堤頭、字八ヶ森、字原、字弥陸原及び字山ノ神の各一部並びに大字黒沢字沢及び字雨ヶ沢の各一部並びに上山市大字金瓶字高谷山、字山ノ上及び字狼石山の各一部並びに大字北町字外原の一部

四　土地区画整理事業の名称　山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業

五　事務所の所在地　山形県山形市大字松原１５０４番地２

六　事業計画の認可の年月日　平成十三年五月十六日

七　事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　平成二十二年三月二十三日

○国土交通省告示第二百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

後山川左支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐北区あさひが丘一丁目九番内四等三角点後山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から百九十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と百九十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から五五度一分三三秒　三六四・九〇三メートルの地点

標柱一号から二三九度三三分四七秒　三・三六九メートルの地点

標柱二号から一五〇度二分九秒　七・三一八メートルの地点

標柱三号から二〇六度四四分一七秒　七・二八六メートルの地点

標柱四号から二五〇度一三分四四秒　一一・八四八メートルの地点

標柱五号から二九三度四〇分二八秒　八・七七一メートルの地点

標柱六号から三一八度一八分五秒　九・四二三メートルの地点

標柱七号から三三二度三〇分二七秒　八・〇一六メートルの地点

標柱八号から三四六度三七分二七秒　五・九八二メートルの地点

標柱九号から三一九度二八分二秒　八・八二一メートルの地点

標柱十号から二度三分四八秒　一五・二六九メートルの地点

標柱十一号から三二七度五分五四秒　一四・三二一メートルの地点

標柱十二号から三四二度四二分五三秒　六・三九四メートルの地点

標柱十三号から二六三度五〇分四四秒　一九・一一七メートルの地点

標柱十四号から二六三度五〇分四四秒　四七・六六四メートルの地点

標柱十五号から三一九度二八分五一秒　八一・八三七メートルの地点

標柱十六号から三三八度二四分四四秒　三八・七六九メートルの地点

標柱十七号から五三度三八分三八秒　六三・六七九メートルの地点

標柱十八号から八四度二八分五七秒　五五・四〇〇メートルの地点

標柱十九号から一五三度一五分五〇秒　七六・七三二メートルの地点

標柱二十号から一四三度三分〇秒　八・一七六メートルの地点

標柱二十一号から一四六度〇分五九秒　六・二五一メートルの地点

標柱二十二号から二〇七度四五分二秒　六・九七一メートルの地点

一号

二号

三号

四号

五号

六号

七号

八号

九号

十号

十一号

十二号

十三号

十四号

十五号

十六号

十七号

十八号

十九号

二十号

二十一号

二十二号

二十三号

標柱二十三号から一一八度二六分四〇秒　五・四九〇メートルの地点

標柱二十四号から一四二度六分二九秒　五・五二三メートルの地点

標柱二十五号から一六五度〇分五九秒　三・二一九メートルの地点

標柱二十六号から二一八度一三分三七秒　六・八九五メートルの地点

標柱二十七号から二五八度五〇分五七秒　一・五八五メートルの地点

標柱二十八号から二四六度五〇分五三秒　二・一八四メートルの地点

標柱二十九号から一三七度一二分四秒　四・五二四メートルの地点

標柱三十号から一五〇度二一分〇秒　三・六〇六メートルの地点

標柱三十一号から一〇八度四分七秒　三・六二一メートルの地点

標柱三十二号から一〇一度四四分二五秒　八・〇一四メートルの地点

標柱三十三号から一〇一度二二分二一秒　四・六一三メートルの地点

標柱三十四号から一三一度三九分四四秒　三・八三九メートルの地点

標柱三十五号から一二七度一七分四六秒　五・七一五メートルの地点

標柱三十六号から一四一度一五分五二秒　一・五三〇メートルの地点

標柱三十七号から一六九度七分四八秒　三・五五二メートルの地点

標柱三十八号から九二度四分三四秒　三・四八一メートルの地点

標柱三十九号から一三〇度七分三八秒　一・六四九メートルの地点

標柱四十号から一二三度三八分三二秒　七・四〇一メートルの地点

標柱四十一号から一四六度五六分五〇秒　六・一六九メートルの地点

標柱四十二号から一八三度一一分三三秒　三・四六二メートルの地点

標柱四十三号から一四四度二一分一秒　三・〇二二メートルの地点

標柱四十四号から八七度一九分四秒　二・〇四〇メートルの地点

標柱四十五号から六九度五三分二二秒　四・四一四メートルの地点

二十四号

二十五号

二十六号

二十七号

二十八号

二十九号

三十号

三十一号

三十二号

三十三号

三十四号

三十五号

三十六号

三十七号

三十八号

三十九号

四十号

四十一号

四十二号

四十三号

四十四号

四十五号

四十六号

標柱四十六号から九四度八分三八秒　五・七七〇メートルの地点

標柱四十七号から一〇九度二六分四〇秒　四・八六六メートルの地点

標柱四十八号から一三二度三六分二八秒　五・七三一メートルの地点

標柱四十九号から一一二度二三分九秒　五・三七四メートルの地点

標柱五十号から一一五度九分五四秒　五・三七四メートルの地点

標柱五十一号から一三七度五六分三六秒　二・六八七メートルの地点

標柱五十二号から四五度四六分一一秒　一・九〇五メートルの地点

標柱五十三号から一三七度四六分三二秒　一・二二七メートルの地点

標柱五十四号から一〇八度四九分二八秒　一・五一三メートルの地点

標柱五十五号から六三度五九分二五秒　一・五一三メートルの地点

標柱五十六号から四一度五分四六秒　六・七三九メートルの地点

標柱五十七号から四一度三四分五七秒　七・四九六メートルの地点

標柱五十八号から三五三度二〇分九秒　一・〇〇一メートルの地点

標柱五十九号から四六度五三分五三秒　三・七四四メートルの地点

標柱六十号から五四度四三分四三秒　三・七七四メートルの地点

標柱六十一号から六八度五一分七秒　四・八六二メートルの地点

標柱六十二号から八二度五八分二七秒　四・七六〇メートルの地点

標柱六十三号から九七度三七分二六秒　四・七六〇メートルの地点

標柱六十四号から一一一度二五分三八秒　四・七〇六メートルの地点

標柱六十五号から一二六度三分五秒　七・一三三メートルの地点

標柱六十六号から四八度三八分二八秒　一一・一四六メートルの地点

標柱六十七号から九七度一九分一一秒　七・六五八メートルの地点

四十七号

四十八号

四十九号

五十号

五十一号

五十二号

五十三号

五十四号

五十五号

五十六号

五十七号

五十八号

五十九号

六十号

六十一号

六十二号

六十三号

六十四号

六十五号

六十六号

六十七号

六十八号